

(1) 「類似業種と業種目番号」欄には、第1表の1の「事業内容」欄に記載された評価会社の事業内容に応じて、別に定める類似業種比準価額計算上の業種目及びその番号を記載します。

この場合において、評価会社の事業が該当する業種目は直前期末以前1年間の取引金額に基づいて判定した業種目とします。

なお、直前期末以前1年間の取引金額に2以上の業種目に係る取引金額が含まれている場合の業種目は、業種目別の割合が50%を超える業種目とし、その割合が50%を超える業種目がない場合は、次に掲げる場合に応じたそれぞれの業種目とします。

イ 評価会社の事業が一つの中分類の業種目中の2以上の類似する小分類の業種目に属し、それらの業種目別の割合の合計が50%を超える場合

その中分類の中にある類似する小分類の「その他の〇〇業」

ロ 評価会社の事業が一つの中分類の業種目中の2以上の類似しない小分類の業種目に属し、それらの業種目別の割合の合計が50%を超える場合（イに該当する場合は除きます。）

その中分類の業種目

ハ 評価会社の事業が一つの大分類の業種目中の2以上の類似する中分類の業種目に属し、それらの業種目別の割合の合計が50%を超える場合

その大分類の中にある類似する中分類の「その他の〇〇業」

ニ 評価会社の事業が一つの大分類の業種目中の2以上の類似しない中分類の業種目に属し、それらの業種目別の割合の合計が50%を超える場合（ハに該当する場合を除きます。）

その大分類の業種目

ホ イからニのいずれにも該当しない場合

大分類の業種目の中の「その他の産業」

(注)

$$\text{業種目別の取引金額} \\ \text{業種目別の割合} = \frac{\text{評価会社全体の取引金額}}{\text{評価会社全体の取引金額}}$$

また、類似業種は、業種目の区分の状況に応じて、次によります。

業種目の区分の状況	類似業種
上記により判定した業種目が小分類に区分されている業種目の場合	小分類の業種目とその業種目の属する中分類の業種目とをそれぞれ記載します。
上記により判定した業種目が中分類に区分されている業種目の場合	中分類の業種目とその業種目の属する大分類の業種目とをそれぞれ記載します。
上記により判定した業種目が大分類に区分されている業種目の場合	大分類の業種目を記載します。

(2) 「類似業種の株価」及び「比準割合の計算」の各欄に記載する類似業種の株価A、1株(50円)当たりの年配当金額B、1株(50円)当たりの年利益金額C及び1株(50円)当たりの純資産価額Dの金額については、別に定めていますので、税務署にお尋ねの上記載してください。

(3) 「比準割合の計算」の「比準割合」欄の比準割合(②及び⑥)は、「1株(50円)当たりの年配当金額」、「1株(50円)当たりの年利益金額」及び「1株(50円)当たりの純資産価額」の各欄の要素別比準割合を基に、次の算式により計算した割合を記載します。

$$\text{比準割合} = \frac{\frac{\textcircled{B}}{\text{B}} + \frac{\textcircled{C}}{\text{C}} \times 3 + \frac{\textcircled{D}}{\text{D}}}{5}$$

ただし、評価会社の1株（50円）当たりの年利益金額（ \textcircled{C} の金額）が0の場合には、「 \textcircled{B} 」欄及び「 \textcircled{D} 」欄に次の算式により計算した割合を記載します。

$$\text{比準割合} = \frac{\frac{\textcircled{B}}{\text{B}} + \frac{\textcircled{D}}{\text{D}}}{3}$$

- (4) 「1株（50円）当たりの比準価額」欄は、評価会社が第1表の2の「3. 会社の規模（Lの割合）の判定」欄により、中会社に判定される会社にあっては算式中の「0. 7」を「0. 6」、小会社に判定される会社にあっては算式中の「0. 7」を「0. 5」として計算した金額を記載します。
- (5) 「比準価額の修正」欄の「1株当たりの新株式の割当数」及び「1株当たりの新株式の割当数又は交付数」は、1株未満の株式数を切り捨てずに実際の株式数を記載します。

第5表 1株当たりの純資産価額（相続税評価額）の計算明細書

1 この表は、「1株当たりの純資産価額（相続税評価額）」の計算のほか、株式保有特定会社及び土地保有特定会社の判定に必要な「総資産価額」、「株式及び出資の価額の合計額」及び「土地等の価額の合計額」の計算にも使用します。

なお、この表の各欄の金額は、各欄の表示単位未満の端数を切り捨てて記載します。

2 「1. 資産及び負債の金額（課税時期現在）」の各欄は、課税時期における評価会社の各資産及び各負債について、次により記載します。

- (1) 「資産の部」の「相続税評価額」欄には、課税時期における評価会社の各資産（自己株式を除きます。）について、評価基本通達の定めにより評価した価額（以下「相続税評価額」といいます。）を次により記載します。
 - イ 課税時期前3年以内に取得又は新築した土地及び土地の上に存する権利（以下「土地等」といいます。）並びに家屋及びその附属設備又は構築物（以下「家屋等」といいます。）がある場合には、当該土地等又は家屋等の相続税評価額は、課税時期における通常の取引価額に相当する金額（ただし、その土地等又は家屋等の帳簿価額が課税時期における通常の取引価額に相当すると認められる場合には、その帳簿価額に相当する金額）によって評価した価額を記載します。この場合、その土地等又は家屋等は、他の土地等又は家屋等と「科目」欄を別にして、「課税時期前3年以内に取得した土地等」などと記載します。
 - ロ 取引相場のない株式、出資又は転換社債（評価基本通達197-5（転換社債の評価））の(3)のロに定めるものをいいます。）の価額を純資産価額（相続税評価額）で評価する場合には、評価差額に対する法人税額等相当額の控除を行わないで計算した金額を「相続税評価額」として記載します（なお、その株式などが株式保有特定会社の株式などである場合において、納税義務者の選択により、「S₁ + S₂」方式によって評価する場合のS₂の金額の計算においても、評価差額に対する法人税額等相当額の控除は行わないで計算することになります。）。この場合、その株式などは、他の株式などと「科目」欄を別にして、「法人税額等相当額の控除不適用の株式」などと記載します。
 - ハ 評価の対象となる資産について、帳簿価額がないもの（例えば、借地権、営業権等）であっても相続税評価額が算出される場合には、その評価額を「相続税評価額」欄に記載し、「帳簿価額」欄には「0」と記載します。
- 二 評価の対象となる資産で帳簿価額のあるもの（例えば、借家権、営業権等）であっても、その課税価格に算入すべき相続税評価額が算出されない場合には、「相続税評価額」欄に「0」と記載し、その帳簿価額を「帳簿価

額」欄に記載します。

ホ 評価の対象とならないもの（例えば、財産性のない創立費、新株発行費等の繰延資産、繰延税金資産）については、記載しません。

ヘ 「株式及び出資の価額の合計額」欄の①の金額は、評価会社が有している（又は有しているとみなされる）株式及び出資（以下「株式等」といいます。）の相続税評価額の合計額を記載します。この場合、次のことに留意してください。

(イ) 所有目的又は所有期間のいかんにかかわらずすべての株式等（自己株式を除きます。）の相続税評価額を合計します。

(ロ) 法人税法第12条((信託財産に係る収入及び支出の帰属))の規定により評価会社が信託財産を有するものとみなされる場合（ただし、評価会社が明らかに当該信託財産の収益の受益権のみを有している場合を除きます。）において、その信託財産に株式等が含まれているときには、評価会社が当該株式等を所有しているものとみなします。

(ハ) 「出資」とは、「法人」に対する出資をいい、民法上の組合等に対する出資は含まれません。

ト 「土地等の価額の合計額」欄の②の金額は、上記のへに準じて評価会社が所有している（又は所有しているとみなされる）土地等の相続税評価額の合計額を記載します。

チ 「現物出資等受入れ資産の価額の合計額」欄の③の金額は、各資産（自己株式を除きます。）の中に、現物出資、合併、株式交換又は株式移転により著しく低い価額で受け入れた資産（以下「現物出資等受入れ資産」といいます。）がある場合に、現物出資、合併、株式交換又は株式移転の時におけるその現物出資等受入れ資産の相続税評価額の合計額を記載します。

ただし、その相続税評価額が、課税時期におけるその現物出資等受入れ資産の相続税評価額を上回る場合には、課税時期におけるその現物出資等受入れ資産の相続税評価額を記載します。

また、現物出資等受入れ資産が合併により著しく低い価額で受け入れた資産（以下「合併受入資産」といいます。）である場合に、合併の時又は課税時期におけるその合併受入資産の相続税評価額が、合併受入資産に係る被合併会社の帳簿価額を上回るときは、その帳簿価額を記載します。

(注) 「相続税評価額」の「合計」欄の①の金額に占める課税時期における現物出資等受入れ資産の相続税評価額の合計の割合が20%以下の場合には、「現物出資等受入れ資産の価額の合計額」欄は、記載しません。

(2) 「資産の部」の「帳簿価額」欄には、「資産の部」の「相続税評価額」欄に評価額が記載された各資産についての課税時期における税務計算上の帳簿価額を記載します。

(注) 1 固定資産に係る減価償却累計額、特別償却準備金及び圧縮記帳に係る引当金又は積立金の金額がある場合には、それらの金額をそれぞれの引当金等に対応する資産の帳簿価額から控除した金額をその固定資産の帳簿価額とします。

2 営業権に含めて評価の対象となる特許権、漁業権等の資産の帳簿価額は、営業権の帳簿価額に含めて記載します。

(3) 「負債の部」の「相続税評価額」欄には、評価会社の課税時期における各負債の金額を、「帳簿価額」欄には、「負債の部」の「相続税評価額」欄に評価額が記載された各負債の税務計算上の帳簿価額をそれぞれ記載します。この場合、貸倒引当金、退職給与引当金、納税引当金及びその他の引当金、準備金並びに繰延税金負債に相当する金額は、負債に該当しないものとします。ただし、退職給与引当金のうち、法人税法第54条((退職給与引当金))第2項に規定する退職給与引当金勘定の金額に相当する金額は負債とします。

なお、次の金額は、帳簿に負債としての記載がない場合であっても、課税時期において未払いとなっているものは負債として「相続税評価額」欄及び「帳簿価額」欄のいずれにも記載します。

- イ 未納公租公課、未払利息等の簿外負債の金額
- ロ 課税時期以前に賦課期日のある固定資産税及び都市計画税の税額
- ハ 課税時期の直前に終了した事業年度の利益処分として確定した配当金額（課税時期において配当金交付の効力が発生していない場合は除きます。）及び役員賞与の金額
- ニ 被相続人の死亡により、相続人その他の者に支給することが確定した退職手当金、功労金その他これらに準ずる給与の金額（ただし、法人税法第54条（退職給与引当金）第2項に規定する退職給与引当金の取崩しにより支給されるものは除きます。）
- ホ 課税時期の属する事業年度に係る法人税額、消費税額（地方消費税額を含みます。）、事業税額、都道府県民税額及び市区町村民税額のうち、その事業年度開始の日から課税時期までの期間に対応する金額

(4) 1株当たりの純資産価額（相続税評価額）の計算は、上記2(1)から(3)の説明のとおり課税時期における各資産及び各負債の金額によることとしていますが、評価会社が課税時期において仮決算を行っていないため、課税時期における資産及び負債の金額が明確でない場合において、直前期末から課税時期までの間に資産及び負債について著しく増減がないため評価額の計算に影響が少ないと認められるときは、課税時期における各資産及び各負債の金額は、次により計算しても差し支えありません。このように計算した場合には、第2表の「2. 株式保有特定会社」欄及び「3. 土地保有特定会社」欄の判定における総資産価額等についても、同様に取り扱われることになりますので、これらの特定の評価会社の判定時期と純資産価額及び株式保有特定会社のS₂の計算時期は同一となります。

- イ 「相続税評価額」欄については、直前期末の資産及び負債の課税時期の相続税評価額
- ロ 「帳簿価額」欄については、直前期末の資産及び負債の帳簿価額

(注) 1 イ及びロの場合において、上記2の(3)のイからニまでに掲げるそれぞれの金額は、負債として取り扱うこととに留意してください。
2 被相続人の死亡により評価会社が生命保険金を取得する場合には、その生命保険金請求権（未収保険金）の金額を「資産の部」の「相続税評価額」欄及び「帳簿価額」欄のいずれにも記載します。

3 「3. 1株当たりの純資産価額の計算」の各欄は、次により記載します。

- (1) 「課税時期現在の発行済株式数」欄は、課税時期における発行済株式の総数を記載しますが、評価会社が自己株式を有している場合には、その自己株式の株式数を控除した株式数を記載します。
- (2) 「同族株主等の持株割合（第1表の1の④の割合）が50%未満の場合」欄は、納税義務者が持株割合（第1表の1の④の割合）50%未満の株主グループに属するときにのみ記載します。

(注) 納税義務者が持株割合50%未満の株主グループに属するかどうかの判定には、第1表の記載方法等の3の(5)に留意してください。

第6表 特定の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書

1 この表は、特定の評価会社の株式及び株式に関する権利の評価に使用します（一般の評価会社の株式及び株式に関する権利の評価については、「第3表 一般の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書」を使用します。）。

なお、この表の各欄の金額は、各欄の表示単位未満の端数を切り捨てて記載します。

2 「2. 配当還元方式による価額」欄は、第1表の1の「1. 株主及び評価方式の判定」欄又は「2. 少数株式所有者の評価方式の判定」欄の判定により納税義務者が配当還元方式を適用する株主に該当する場合に、次により記載します。

(1) 「直前期末以前2年間の配当金額」欄は、第4表の記載方法等の2の(1)に準じて記載します。

- (2) 「配当還元価額」欄の②の金額の記載に当たっては、純資産価額方式等により計算した価額が、配当還元価額よりも高いと認められる場合には、「1. 純資産価額方式等による価額」欄の計算を省略して差し支えありません。
- 3 「3. 株式に関する権利の価額」欄及び「4. 株式及び株式に関する権利の価額」欄は、第3表の記載方法等の4に準じて記載します。

第7表 株式保有特定会社の株式の価額の計算明細書

- 1 この表は、評価会社が株式保有特定会社である場合において、その株式の価額を「 $S_1 + S_2$ 」方式によって評価するときにおいて、「 S_1 」における類似業種比準価額の修正計算を行うために使用します。
なお、この表の各欄の金額は、各欄の表示単位未満の端数を切り捨てて記載します（ただし、下記2の(1)の二及び2の(3)に留意してください。）。
- 2 「 S_1 の金額（類似業種比準価額の修正計算）」の各欄は、次により記載します。
- (1) 「受取配当金収受割合の計算」の各欄は、次により記載します。
イ 「受取配当金額」欄は、直前期及び直前々期の各事業年度における評価会社の受取配当の収入金額の総額を、それぞれの各欄に記載し、その合計額を「合計」欄に記載します。
ロ 「営業利益の金額」欄は、イと同様に、各事業年度における評価会社の営業利益の金額（営業利益の金額に受取配当金額が含まれている場合には、受取配当金額を控除した金額）について記載します。
ハ 「①直前期」及び「②直前々期」の各欄の記載に当たって、1年未満の事業年度がある場合には、第4表の記載方法等の2の(1)のハに準じて記載します。
- 二 「受取配当金収受割合」欄は、小数点以下3位未満の端数を切り捨てて記載します。
- (2) 「直前期末の株式及び出資の帳簿価額の合計額」欄の⑩の金額は、直前期末における株式等の税務計算上の帳簿価額の合計額を記載します（第5表を直前期末における各資産に基づいて作成しているときは、第5表の④の金額を記載します。）。
- (3) 「1株（50円）当たりの比準価額」欄、「1株当たりの比準価額」欄及び「比準価額の修正」欄は、第4表の記載方法等の1及び3に準じて記載します。

第8表 株式保有特定会社の株式の価額の計算明細書（続）

- 1 この表は、評価会社が株式保有特定会社である場合において、その株式の価額を「 $S_1 + S_2$ 」方式によって評価するときの S_1 における純資産価額の修正計算及び1株当たりの S_1 の金額の計算並びに S_2 の金額の計算を行うために使用します。
なお、この表の各欄の金額は、各欄の表示単位未満の端数を切り捨てて記載します。
- 2 「2. S_2 の金額」の各欄は、次により記載します。
- (1) 「課税時期現在の株式及び出資の価額の合計額」欄は、課税時期における株式等の相続税評価額を記載しますが、第5表の記載方法等の2の(1)のロに留意するほか、同表の記載方法等の2の(4)により株式保有特定会社の判定時期と純資産価額の計算時期が直前期末における決算に基づいて行われている場合には、 S_2 の計算時期も同一とすることに留意してください。
- (2) 「株式及び出資に係る評価差額に相当する金額」欄は、株式及び出資の相続税評価額と帳簿価額の差額に相当する金額を記載しますが、その金額が負数のときは、0と記載することに留意してください。

[付 表] 同族関係者の範囲等

項目	内 容
同族株主等の判定	<p>1 個人たる同族関係者（法人税法施行令第4条第1項）</p> <p>(1) 株主等の親族（親族とは、配偶者、6親等内の血族及び3親等内の姻族をいう。）</p> <p>(2) 株主等とまだ婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者</p> <p>(3) 個人である株主等の使用人</p> <p>(4) 上記に掲げる者以外の者で個人である株主等から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの</p> <p>(5) 上記(2)、(3)及び(4)に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族</p> <p>2 法人たる同族関係者（法人税法施行令第4条第2項、第3項）</p> <p>(1) 株主等の1人が有する他の会社（同族会社かどうかを判定しようとする会社以外の会社）の株式の総数又は出資の金額の合計額が、当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の50%以上に相当する場合の当該他の会社</p> <p>この場合、同族関係会社であるかどうかの判定の基準となる株主等が個人の場合は、その者の上記1の同族関係者の有する株式を合算する（以下の次の(2)及び(3)において同じ。）。</p> <p>(2) 株主等の1人及びこれと特殊の関係にある(1)の会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が、当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の50%以上に相当する場合の当該他の会社</p> <p>(3) 株主等の1人及びこれと特殊の関係のある(1)及び(2)の会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が、当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の50%以上に相当する場合の当該他の会社</p> <p>(4) 上記(1)から(3)の場合に、同一の個人又は法人の同族関係者である2以上の会社が判定しようとする会社の株主等（社員を含む。）である場合には、その同族関係者である2以上の会社は、相互に同族関係者であるものとみなされる。</p>
少數株式所有者の評価方式の判定	<p>役員</p> <p>社長、理事長、副社長、代表取締役、専務取締役、専務理事、常務取締役、常務理事その他これらの方に準ずる役員並びに監査役及び監事（法人税法施行令第71条第1項第1号、第3号）</p>
	同族株主のいる会社の株主で、課税時期において同族株主の1人並びにその株主の配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び1親等の姻族（これらの者の同族関係者である会社のうち、これらの者が有する株式の合計数がその会社の発行済株式数の25%以上である会社を含む。）の有する株式の合計数がその会社の発行済株式数の25%以上である場合におけるその株主
	同族株主のいない会社の株主で、課税時期において株主の1人及びその同族関係者の有する株式の合計数がその会社の発行済株式数の15%以上である株主グループのうち、いずれかのグループに単独でその会社の発行済株式数の10%以上の株式を有している株主がいる場合におけるその株主